

障害者の施設使用料の減免について

身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が，社会参加促進の目的でスポーツ施設を使用される場合には，使用料（基本使用料のみ）を5割減額します（夜間照明施設，冷暖房機，附属設備等使用料は減額となりません）。

申請には，各施設の使用許可申請書と併せて，減免申請書を提出いただきます。

詳しくは，各施設の窓口にお問合せください。

【根拠条例等（抜粋）】

○笠岡市体育施設条例

（使用料）

第5条

4 前3項の規定にかかわらず，市長は，教育上又は公益上特別の理由により必要があると認めるときは，使用料を減額し，又は免除することができる。

○笠岡市体育施設条例施行規則

（使用料の減免）

第9条 条例第5条第4項の規定により，使用料を減額し，又は免除する範囲は，次のとおりとする。

(3) 心身障害者が，児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳，児童福祉法若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する療養手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持し，社会参加促進の目的で使用するとき。

○笠岡市B&G海洋センター条例

（使用料）

第9条

2 市長は，教育上又は公益上特別の理由により必要があると認めるときは，使用料を減額し，又は免除することができる。

○笠岡市B&G海洋センター条例施行規則

（使用料の減免）

第8条 条例第9条の規定により使用料を減額し，又は免除する範囲は，次のとおりとする。

(3) 心身障害者が，児童福祉法(昭和22年法律第164号)若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳，児童福祉法若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する療養手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持し，社会参加促進の目的で使用するとき。